

岩手県監査委員告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年10月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
商工労働観光部観光課	平成28年8月19日	嵯峨 壱朗 工藤 洋子

2 監査の結果 留意改善を要する事項は次のとおりである。

- （1） 県営建設工事の契約に当たり、契約保証金に係る事務処理が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- （2） 県営建設工事の契約に当たり、工期等の設計内容が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- （3） 補助金の交付に当たり、補助金交付申請書受理後相当期間経過してから交付決定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、留意改善を要する事項が多数に及んでおり、また、前年度監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものもことから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。